

再公示:次の案件については、6月29日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号 : 160435

国 名 : 全世界

担当部署 : 評価部事業評価第一課

件 名 : 2016年度案件別外部事後評価 : パッケージⅡ-6 (無償資金協力) ナイジェリ

ア : (1) 地方給水改善計画、(2) 第二次小学校建設計画 (プロジェクト評価)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : プロジェクト評価

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年9月中旬から2017年8月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.65M/M、現地 1.40M/M、合計 3.05M/M

(3) 業務日数 : 国内分析 (第一次、第二次、第三次) 33日 (9日+11日+13日)

現地調査 (第一次、第二次) 42日 (26日+16日)

給水 : 国内12日 (4日+5日+6日)

現地22日 (14日+8日)

学校 : 国内15日 (5日+6日+7日)

現地20日 (12日+8日)

※ 本業務においては、対象国の治安状況に鑑み、業務従事者は首都および一部サイトへの渡航は行うものの、訪問できない事業サイトでの実査および受益者調査は、現地調査補助員等を活用することを想定し、各種成果品にてその進捗を確認しつつ、最終成果品としての事後評価報告書 (和文・英文) を作成することを想定しています。

※ 現地調査補助員等との連絡は首都からメール、電話等を行うことを基本としますが、2回の現地調査の前後のタイミングで、首都にて現地調査補助員等と打ち合わせを行い、調査の品質管理を行うこととします。

業務の詳細については、7. 業務の内容 および 8. 成果品等を参照ください。また、現地業務の具体的条件等については、10.特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 8月10日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月23日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 30点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 10点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 20点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
- ③語学力 15点
- ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件にかかる調達（建設を含む）を担当した商社もしくは建設業者、および右会社に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、当機構等から委任等を受けて

専門家として従事した法人または個人

【注意】

本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）に、参加した者は、本件調査への参加を制限されません。

2. 利益相反の判断にあたっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

3. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECD、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記の2.に関わらず本件業務には参加できません。

【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって、評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。そのような場合は、下記のフォーマットを参考に関連番号、従事した業務のTOR・MM等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて、8月5日12時までに、「10. 特記事項」（2）に記載の連絡先まで情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に当機構への連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人ではないことを示す追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

なお、以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号(*1)	従事した業務のTOR・MM等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・防止策(*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1MM	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務従事者(評価者)は左記業務に携わった者と異なる人材を充て、両者の間で、情報のファイ

②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。 0.5MM	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。</u>	アーウォールを設ける。
---------------	---	--	-------------

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICAに提示願います。

(注1) 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）に、従事した者は、本件業務への参加を制限されません。

(注2) 利益相反の判断が困難な場合には、質問期限までに「10. 特記事項」（2）に記載の連絡先に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

(2) 必要予防接種（ナイジェリアの場合）：

①入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。

②破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病などは推奨。

（詳細は、JICAホームページの以下の資料「予防接種のご案内」（10～13頁）を参照。

http://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/short/training_short/pdf/shiryo_07_01.pdf

6. 業務の背景

JICAでは、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

(1) 事業の成果を評価することにより、国民への説明責任を果たすこと。

(2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府およびJICAによる当該事業および将来事業における改善を図ること。

なお、技術協力プロジェクトおよび無償資金協力事業の事後評価は、原則事業終了3年後、また、有償資金協力（円借款）事業については原則事業完成2年後までに行い、客観性や透明性を確保するため外部者による評価を実施することとしている。

7. 業務の内容

(1) 本業務は、2016年度外部事後評価として、DAC評価5項目（妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性）により「地方給水改善計画（無償資金協力）」および

「第二次小学校建設計画（同左）」の評価を行うものである。業務の実施にあたっては、下記4点に留意すること。

- ① 評価のデザイン・報告書作成については、契約締結後にJICA評価部から配付する「事後評価（詳細）レファレンス」および「レーティング実施要領」、JICA HPにて公開している「JICA事業評価ガイドライン（第2版）」を参照すること。ただし、評価方針・方法について、レファレンス等の内容から変更があった場合は、JICA評価部の指示に基づいて行うこと。
- ② 本評価の結果得られる提言・教訓は評価分析から導き出されるものであること。また、具体的な記載内容となるよう留意すること。
- ③ 本件業務の評価対象案件「地方給水改善計画」および「第二次小学校建設計画」の事後評価実施にあたっての評価方針との評価の視点・ポイントをプロポーザルにて提示すること。その際には、必要に応じて、設定されている指標の評価可能性等を踏まえた適切な（代替）指標およびその調査方法、受益者調査の調査手法（代替案を含む）等につき提案すること。
- ④ 対象地域は、治安面が十分に安定しているとは言い難い地域であるため、以下）エ）に記載の、本業務従事者が訪問できない事業サイト実査及び受益者調査を含む現地業務は、全て現地調査補助員が行い、現地調査補助員による情報収集及びインタビュー結果等を基に机上評価を行うことを想定している。現地調査補助員等との連絡は一部のサイトを除き基本的に首都もしくは本邦からメール、電話、打合せ等によって行い、調査の品質管理を行うこととする。治安その他の理由によりアクセスのできない、かつ、評価を行うにあたって重要なサイトがある場合は、同サイトの関係者をJICAナイジェリア事務所へ招聘し、TV会議にて聞き取り調査を行うことも検討する。なお、今後治安状況が安定し、事業サイトへの渡航が可能となった場合は、契約変更を含め別途検討することとする。

上記に鑑み、留意事項は以下のとおりである。

- ア) 基本的に首都遠隔調査となる中で、業務の実施方針等において、情報収集方法、質の確保に関する工夫、安全管理対策や調査の品質管理の方法等を具体的にプロポーザルに提示することとする。
- イ) 現地調査中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ウ) 「地方給水改善計画」においては、事業対象地域5州のうちナイジャ州以外の4州（エヌグ州、オンド州、タラバ州、ケツビ州）には本業務従事者は渡航せず、サイト調査を実施する場合は、現地調査補助員を活用することを想定している。なお、ナイジャ州では、現時点で井戸掘削実績（2本）が確認されたビダへの訪問を想定しているが、治安上の理由等によりビダについても本業務従事者が渡航することが困難と考える場合は、現地での情報収集の方法につき具体的にプロポーザルに提示することとする。
- エ) 「第二次小学校建設計画」では、本業務従事者は首都のみに滞在し、

カノ州におけるサイト調査は現地調査補助員を活用することを想定している。

- オ) 現地調査補助員への安全配慮の観点から、現地調査補助員は現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ、治安状況の把握が可能な人材を備上することが望ましい。本契約締結後、「4. (1) 第一次国内分析 (事前準備・分析)」期間中に現地調査補助員を選定・契約するものとする。
- カ) 治安状況等は刻一刻と変化することが予想されるため、立ち入りの可否判断については調査時の JICA の指示に従うこと。なお、現地調査や複数の関係機関へのインタビューが重要であることを考慮し、現地調査補助員の踏査対象サイトでの実査実施が可能な場合と不可能な場合双方を想定の上、其々について具体的な調査・情報収集方法を提示すること。積算は実査可能な場合を想定した見積もりを提出することを可とする。
- キ) 本業務従事者は JICA が提供する安全管理方針に基づき、委託先において武装警察官の帯同等、必要な安全対策措置を講じることが想定されている。したがって、安全対策に必要な経費 (警護、衛星携帯電話、警備員備上、警備員安全対策設備費等) は下記「9. 見積書作成に係る留意点」を踏まえてプロポーザル提出時の見積書に計上することとする。但し、契約金額への計上可否やその金額については契約交渉時に改めて協議する。

(2) 具体的な業務内容は以下①～⑤のとおり。なお、上記「6. 業務の背景」および「7. 業務の内容」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

① 第一次国内分析 (事前準備・分析) (2016年9月中旬～11月上旬)

ア) 対象案件概要の整理・分析

既存の文献・報告書等 (無償: 協力準備調査報告書、基本設計調査報告書、完了届、瑕疵検査報告等) をレビューし、対象案件の実績等を整理・分析する。

イ) ワークプランの作成 (2016年10月上旬)

上記ア) を進めつつ、本業務全体のワークプラン (全体スケジュール (詳細)、国内作業期間中並びに現地派遣期間中に実施する業務内容および業務工程) を作成し、JICA 評価部と合意する。

ウ) 現地説明用資料の作成 (2016年10月中旬)

上記ア) およびイ) を踏まえて、対象案件の現地調査計画 (現地調査補助員の情報、全体スケジュール、案件概要) 等を記載した実施機関向け資料 (現地説明用資料) を英文で作成する。なお、現地説明用資料については、JICA 評価部が契約締結後にひな形を提示する。

エ) 評価方針（案）の検討・作成（2016年10月中旬）

契約締結後にJICA評価部が提供する事後評価レファレンス等に基づき、DAC評価5項目を用いて、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成する。なお、評価方針（案）については、JICA評価部が契約締結後に提示する事前事後比較表（評価スケルトン）形式とする。

オ) 評価方針の確定（2016年11月頃）

評価方針（案）に対し、JICA評価部による確認、および、JICA評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA評価部による確認には最低10営業日程度（JICA評価部⇄コンサルタント間で通常3回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低10営業日程度を要する。必要であれば各部コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。

カ) 国内情報収集・整理（2016年11月頃）

評価方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。

キ) 質問票の作成（2016年11月頃）

上記エ)の評価方針に基づき、対象案件の相手国関係者に対する質問票を作成する。質問票については、第一次現地調査の15営業日前までにJICA評価部に提出し、JICA評価部からJICA評価部課長名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、現地調査補助員による情報収集、インタビュー調査、質問票による情報収集の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言語のチェックを含む）は、受注者側の責任で行う。

② 第一次現地調査（2016年12月頃）

現地説明用資料に含まれる現地調査計画に基づき、以下のとおり調査を行う。

ア) 現地での調査打合せ等

本業務従事者は、現地調査補助員等と第一次現地調査に向けた打ち合わせ等を行う。

イ) 実施機関等（必要に応じて相手国関係機関）およびJICA関係者への現地調査計画の説明・確認

首都の実施機関等に対しては本業務従事者が、サイトの実施機関等に対しては現地調査補助員が、上記の現地説明用資料および評価方針を用いて、現地調査計画および各案件の評価方針を説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA評価部が提供する既存資料を用いてJICAの事後評価制度の概要を説明する。ナイジェリア国を担当するJICA事務所（ナイジェリア事務所）に対しても説明を行う。必要に応じてTV会議の活用も検討する。

ウ) 質問票、受益者調査等を用いた情報収集・整理

本事業従事者および現地調査補助員は、現地調査計画を含む現地説明用資料および評価方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリングを行う。質問票の回収は現地調査補助員が行う。

なお、対象案件2件については、いずれも対象地域が治安面が十分に安定しているとは言い難い地域であることを踏まえ、受益者調査は行わない。

※ 「地方給水改善計画」は、5州において各州100本の井戸掘削を想定した案件である。受益者調査は行わないが、各案件の対象州のうち複数の州において、実地調査および関係者へのインタビュー等を現地調査補助員により行うこととする（なお、ナイジャ州ビダへは本業務従事者は訪問可能）。

※ 「第二次小学校建設」は、カノ州内17地方において33小学校を建設した案件である。受益者調査は行わないが、少なくともモデル校3校（カノ州ラノ、ビチ、ダワキントファ）において実地調査および関係者へのインタビュー等を現地調査補助員により行うこととする。

エ) DAC評価5項目に基づく暫定評価

業務従事者は、上記ウより得られたデータ・情報を取りまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

オ) 暫定的な評価の方向性に関する実施機関等との協議およびコメント取り付け

本業務従事者および現地調査補助員は、暫定的な評価の方向性につき、実施機関及び主要関係機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となるよう、実施機関のみならず提言内容の実施者として想定される相手国関係機関やJICA事務所等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき第一次現地調査中に協議を行う。

③ 第二次国内分析（2017年1月～2017年2月頃）

ア) DAC評価5項目に基づく暫定評価

現地調査補助員による事業サイト実査及び受益者調査から得られたデータ・情報を取りまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

イ) 暫定的な評価の方向性に関する実施機関等との協議およびコメント取り付け

暫定的な評価の方向性につき、実施機関及び主要関係機関と現地調査補助員を通じて、あるいはメールおよび電話等にて協議を行う。

ウ) 事前事後比較表（案）の作成（2017年1月下旬）

現地調査にて収集したデータ・情報および現地調査補助員等を活用した追加の情報収集を評価方針に沿って分析し、その分析結果をもとに原

則 15 ページ以内の事前事後比較表（案）を作成する。なお、本表は評価結果の骨子として活用することとする。また、所定のレーティング方法に基づき、暫定的にレーティングの付与を行う。

エ) 提言・教訓の検討

現地調査結果を踏まえて、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言、および、今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

オ) 事前事後比較表の確定（2017年1月中旬）

事前事後比較表（案）に対し、JICA評価部による確認を行うこととなる。後述する評価結果検討会の前までに、JICA評価部による確認には最低15営業日程度（JICA評価部⇄コンサルタント間で3回往復のやり取りが必要）を要する。JICA評価部による確認を行った後、本評価の概要および評価結果の骨子について、事前事後比較表（案）をもとに、JICA評価部内の評価結果検討会で報告する。同検討会の後5営業日以内に同検討会にて議論・確認された結果を事前事後比較表に反映し、事前事後比較表を確定する。なお、暫定レーティングがCまたはDの場合は、確定後の事前事後比較表を第二次現地調査の最低5営業日前に事業関係部・事務所と共有することとなる（コメント等の取り付けは行わない）。

④ 第二次現地調査（2017年3月上旬）

ア) 本業務従事者は、首都にて現地調査補助員等と第二次現地調査に必要な打ち合わせ等を行う。

イ) 第二次国内分析を踏まえた追加の情報収集

本業務従事者および現地調査補助員は、第二次国内分析を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集を実施する。

ウ) 関係機関への評価内容のフィードバック

本業務従事者および現地調査補助員は、実施機関、相手国関係機関およびJICA事務所等へ評価内容のフィードバックを実施する。

⑤ 第三次国内分析（2017年3月中旬～7月頃）

ア) 評価報告書（案）の作成（2017年4月中旬）

国内作業、現地調査、評価結果検討会の結果を総合的に分析し、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書（案）を取りまとめ、JICA評価部に提出する。なお、評価報告書については、JICA評価部が契約締結後にひな形を提示する。

イ) 個別プロジェクト教訓シートの作成（2017年5月上旬）

上記③のオ)にて協議した教訓等、類似案件の案件形成や案件管理上、参考となり得る情報・留意点を個別プロジェクト教訓シートとして記載する。なお、個別プロジェクト教訓シートについては、JICA評価部が契約締結後に雛形を提示する。

ウ) 評価報告書の確定 (2017年7月下旬)

評価報告書(案)に対し、JICA評価部による確認、および、JICA評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA評価部による確認には最低15営業日程度(JICA評価部⇄コンサルタント間で通常3回往復のやり取りが必要)、関係部署からのコメント取り付けには最低15営業日程度(JICA内で計30営業日)を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

更に英文に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低15営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、評価報告書(和文・英文)を確定する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 成果品等

① 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。提出部数および記載事項については下記に定めるとおり。(以下に示す部数はJICA評価部へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。)

		初稿の提出目安	言語・部数	記載事項
ア	ワークプラン	2016年10月上旬	和文1部・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none">全体スケジュール(詳細)国内作業期間中に実施する業務内容、業務工程現地調査期間中に実施する業務内容、業務工程(以下「9.(2)一般業務費」に記述する業務調査補助員の業務工程、内容を含む)
イ	現地調査説明用資料	2016年10月中旬	英文1部・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none">現地調査補助員を含む調査団の構成(概要)全体スケジュール(概要)現地調査計画(日程、訪問予定先)案件概要
ウ	評価方針	2016年10月中旬	和文1部・電子版(メール送付可)	<ul style="list-style-type: none">DAC評価5項目に沿った評価方針
エ	事前事後比	2017年	和文1部・電子	<ul style="list-style-type: none">評価方針に現地調査結果を

	較表	1月下旬	版（メール送付可）	反映したもの（原則15ページ以内）
オ	評価報告書案	2017年4月中旬	和文・英文各1部・電子版（メール送付可）	・ 評価結果の詳述（本文は原則20ページ以内）。
カ	個別プロジェクト教訓シート	2017年5月上旬	案件ごとに和文・英文各1部・電子版（メール送付可）	・ 教訓シートを電子データとしたもの。
キ	収集資料	2017年7月下旬		・ 収集した資料（可能な限りデータにして提出すること） ・ 収集資料リスト

なお、事後評価（詳細）レファレンス、評価方針スケルトン／事前事後比較表、評価報告書【（和文・英文）記載要領・ひな形】等にて指定の記載要領に則ること。

② 契約における最終成果品

最終成果品として、評価報告書最終版（和文・英文）を後述（2）の仕様により作成し、電子データを保存したCD-ROMのみを提出する（製本版の作成・提出は不要）。提出時期等は、下記に定めるとおり。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	電子版評価報告書	2017年8月下旬	対象案件をまとめて1部（和文・英文）とし、CD-ROM 3部。	評価報告書（最終版）を電子データとしたもの。

（2）成果品作成時の留意点

① 電子化の仕様

上記（1）②の最終成果品（電子データ）の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、詳細はJICA評価部の指示に従うこととする。

② 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空経路（国際）は、成田／羽田⇒ドバイ⇒成田／羽田を標準とします。

本件業務従事者が首都に滞在する場合は、宿泊費は22,300円／泊を計上してください。ナイジャに滞在する場合（4日間を想定）は、宿泊費は業務従事者の号数に応じた額を計上してください。

(2) 一般業務費

本件業務は、ほとんどの現地調査を現地調査補助員が行うため、以下の一般業務費を含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

① 特殊傭人費：

35,600円×152日＝5,411,200円（現地調査補助員、受益者調査補助員）

19,706円（日当等合算）×152日＝2,995,312円（武装警察官1名体制時）

7,322円（日当等合算）×4日（空港送迎）＝29,288円（武装警察官2名体制時）

② 旅費交通費：

17,600円×152日＝2,675,200円（現地調査補助員および受益者調査補助員の日当宿泊費）

③ 車両借上費：

4WD単価36,400円×152日＝5,532,800円（現地調査補助員、受益者調査補助員）

乗用車単価21,200円×2日＝42,400円（アブジャ空港⇄市内の移動用車両。移動が夜間、早朝（午後6時～午前6時の時間帯）となる場合は、2台分の移動にかかる経費を計上してください。）

④ 賃借料費：150,000円×2件＝300,000円（フィードバック(FB)セミナー会議室使用料）

⑤ 消耗品費：2,000円×2件＝4,000円（資料購入費）

⑥ 通信・運搬費：（2,100円×2社）×42日＝176,400円（通信費）

⑦ 資料等作成費：20,000円×2件＝40,000円（資料複写費）

⑧ その他安全管理費：100,000円×1回＝100,000円

ナイジャに滞在する場合は、以下の経費を計上してください。

① 特殊傭人費

(9,012円×4日) + (30,400円×3泊) = 127,248円（武装警察官2名体制）

② 車両借上費（防弾車）

168,960円×4日＝675,840円（防弾車の使用要否は、渡航前の最新現地情報を踏まえて判断します。この単価によらず、実際に取り付けた見積金額で積算することも可とします。）

(3) 一般業務費における「特殊傭人費」の対象となる業務の種類とそれぞれの業務量の目安は以下の通り。

- ① 現地調査補助業務：関係者へのインタビューのための実施機関等との調整、データ収集やインタビュー後のフォローアップ、評価結果の実施機関等への説明等が主に想定されている業務であり、合計2.68M/M（80.4M/D）程度を目安とする。
- ② 受益者調査補助業務：業務量は2案件合計で2.40M/M（72M/D）程度を想定している。

受益者調査の実施にあたっては、本事業の目的について、その効果が測れるように受益者層や調査時点を設定すること。なお、案件の内容に即した適切な有効回答数（その内訳も含む）、形式・手法、サイト地の選定、受益者調査結果の分析方法等については、受注者側から提案することが可能（案件実施中にその必要が認められる場合は契約変更等の対応も検討）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地調査日程

現地派遣期間第一次現地調査にて、「地方給水改善計画」は14日間程度（2016年12月頃）および「第二次小学校建設計画」は12日間程度（2016年12月頃）を想定している。また、第二次現地調査は「地方給水改善計画」は8日間程度（2017年3月頃）および「第二次小学校建設計画」は8日間程度（2017年3月頃）を想定している。なお、業務の円滑な実施が担保される場合は、時期及び期間の調整は可能です。

② 現地調査補助員の備上

本業務においては、現地における補助員（ローカルコンサルタント）を備上すること（業務量の目途は上述「9. 見積書作成に係る留意点（2）一般業務費」のとおり）。それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。

③ 現地での業務体制

現地傭人に現地調査補助業務及び受益者調査補助業務を委託し効率的な実施に努めることとします。

④ 便宜供与内容

- 宿舎については、事務所にて宿舎を予約するか、もしくは事務所にて安全性を確認した宿舎を指定します。精算は業務従事者自身で対応願います。
- 武装警察官の手配については、JICAナイジェリア事務所が便宜供与を行います。精算は業務従事者自身で対応願います。
- その他、ナイジェリア事務所における案件担当者が本業務従事者（外部評価者）および現地調査補助員との協議に応じますが、本協議は主として事務所からの情報収集や評価作業の経緯報告を目的としたものとなります。

⑤ その他

現地調査補助員の備上：本業務においては、現地における補助員（ローカルコンサルタント）を備上すること（業務量の目途は上述「9. 見積書作成に係る留意点（2）一般業務費」のとおり）。

る留意点（２）一般業務費」のとおり）。それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。

（２）参考資料

- ① 「2016年度案件別事後評価 プロポーザル作成にかかる資料について」を参照のこと（同資料はJICA評価部事業評価第一課（TEL：03-5226-6470、電子メール：evte1@jica.go.jp）より入手可能）。

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地調査における作業については、JICA 安全管理規程を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ナイジェリア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地調査補助員等の活動可否含め、現地の治安状況、移動手段等についてJICA 事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。
- ③ 本業務対象国を所管する JICA 事務所は以下のとおりとする。ただし、事務所により本業務にかかる関与の内容が異なる場合があるため、詳細は JICA 評価部の指示に従う。

対象国	事務所
ナイジェリア	ナイジェリア事務所

④ 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取り扱いとなる

⑤ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、擬義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上